



4月1日現在の所有者に課税されます

自動車税

自動車税は、毎年4月1日現在の車検証上の所有者（割賦販売の場合は使用者）の人に課税となる県税です。

次の場合は、平成23年3月31日(木)までに運輸支局で必ず手続きを済ませてください。

▼手続きが必要な場合

- ・ 自動車を買ったり、下取りに出した
- ・ 自動車を廃車した
- ・ 住所、氏名を変更した
- ▼ **手続きを済ませないと**

既に使用していない自動車の税金を納めることになったり、転居先に納税通知書が届かなかつたりするなど、トラブルの原因となります。

・ 自動車の売買や譲渡などで登録内容に変更があったときは、確実に運輸支局で手続きをしてください。

・ 手続きを販売業者などに依頼したときは、必ず手続きが済んでいるか確認してください。

▼その他

・ 一時的に住所を変更する場合

は「ぐんま電子申請受付システム」で納税通知書の送付先を変更できます。詳しくは県ホームページ (<http://www.pref.gunma.jp/>) にアクセスし、検索キーワード「自動車をお持ちで住所を変更された方へ」で検索してください。

軽自動車、バイクには軽自動車税が課税されます。軽自動車税については、役場財務課税務室へお問合せください。

▼ **問合せ先**

- ・ 自動車税について：県自動車税事務所 ☎027・263・4343、県税事務所、県行政県税事務所
- ・ 登録について：関東運輸局群馬運輸支局 ☎050・5540・2021



申請受付は3月10日から3月31日まで

平成23・24年度

小規模工事等登録について

町が発注する小規模な工事・業務委託・建設資材、物品の購入などの契約のうち、競争入札参加資格審査申請による有資格者名簿に登録されていない人でも契約することができるとも、内容が軽易な契約を希望する人を業種別に登録し、発注時において業者選定の対象とするものです。

なお登録申請時の書類審査に合格して、申請書を受理された場合は、改めて通知などは行わず、登録後に契約相手として不相当と認められた場合のみ登録抹消のうえ通知をします。

▼ **概要** 工事130万円以下、財産(物品)80万円以下、その他50万円以下などの案件で随意契約のできる工事などの範囲。

▼ **登録対象者** 吉岡町の競争入札参加資格審査申請(電子申請)をしていない人で吉岡町に住所を有する個人または法人。また、平成21・22年度に登録した業者の皆さまも改めて登録していただく必要があります。

▼ **登録申請受付期間** 3月10日(木)～31日(木)

※その後の申請については、役場財務課財政室までお問合せください。

▼ **有効期間** 平成23年4月1日～平成25年3月31日

▼ **申請用紙** 町ホームページからダウンロード、または役場財務課および吉岡町商工会の窓口で配布。

▼ **問合せ先** 役場財務課財政室 ☎54・3111(内線132)





土地・家屋

縦覧帳簿の縦覧と課税台帳の閲覧

平成23年度の土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧と課税台帳の閲覧を行います。

縦覧帳簿の縦覧

縦覧は、固定資産税の納税者が本人の土地・家屋とほかの土地・家屋との評価額を比較し、評価額が適正かどうかを判断するための制度です。土地の納税者は土地の、家屋の納税者は家屋の「価格等縦覧簿」をそれぞれ無料で縦覧できます。

▼期間 4月1日（金）～28（木）※土・日曜日を除く

▼時間 午前8時30分～午後5時15分

▼場所 役場財務課税務室

▼内容 町内の土地や家屋の評価額が記載された縦覧帳簿の縦覧（所有者の住所や氏名など個人情報情報は記載されていません）

▼縦覧できる人 納税者、納税者の委任を受けた人

▼持参するもの 印鑑、委任を受けた人は委任状

課税台帳の閲覧

閲覧は、固定資産課税台帳に本人の資産が記載された部分を

確認するために行います。課税台帳の内容は、納税通知書に添付する課税明細書にも記載してあります。

▼期間 4月1日（金）～平成24年3月30日（金）※土・日曜日、祝日を除く

▼時間 午前8時30分～午後5時15分

▼場所 役場財務課税務室

▼内容 固定資産の価格と税額を記載した課税台帳の閲覧

▼閲覧できる人 固定資産の所有者、納税管理人、賃借人など、これらの人から委任を受けた人

▼持参するもの 印鑑、委任を受けた人は委任状、賃借人は契約書

▼手数料 300円（縦覧期間の4月1日～28日は無料）

▼問合せ先 役場財務課税務室

☎54・3111（内線136）



活用させていただきま

宝くじ助成事業を活用した

一般備品の整備

町内の4つの自治会では、それぞれが自治会運営などに必要となる一般備品の整備を図り、

今まで以上に充実した取り組みを目指し、公益財団法人群馬県

市町村振興協会からの市町村振興宝くじ（通称サマージャンボ

ユニティ助成事業）の助成金を

受け、新たな備品購入を実施しました。

実施内容については次のとおりです。

▼大久保寺上自治会 テント

▼溝祭自治会 お祭りやぐら

▼駒寄自治会 コピー機

▼漆原西自治会 テント

舗装維持修繕

電源立地地域対策交付金事業

町では、電源立地地域対策交付金事業により大久保地内の町

道前田・木戸線外（約300m）を切削オーバレイ工法で

補修し、路面損傷による騒音の解消や危険箇所を改善を実施しました。

※電源立地地域：発電所などが所在する市町村とその周辺の市町村



今月の納税

国民健康保険税……9期
介護保険料……9期
後期高齢保険料……9期

納期限 3月31日(木)

便利で確実な口座振替も
利用できます



期限内に申請を

農振除外申請の受付開始

「農業振興地域の整備に関する法律」は農業振興地域における優良農地を確保し、農業の健全な発展のため、他用途への転用などを制限するために定められた法律です。町の農地の大部分は農業振興地域に指定されています。しかし、社会情勢の変化などにより土地利用計画を変更する必要が生じた時には、緊急でやむを得ないものに限り農用地区域からの計画変更(除外・編入)をすることが認められています。町では、年1回4月に受付けていますので期限内に申請してください。

なお、申請しても計画変更の

要件がすべて満たされなければ除外することはできません。また、過去に除外をされ、現在農地転用をされていない土地をお持ちの人は、新たに申請しても承認できないことがあります。

▼申請期間

4月1日(金)～28日(木)

※土・日曜日を除く

※受付期間外の申請は、受理できません

▼受付時間

午前8時30分～午後5時15分

▼受付・問合せ先

役場産業建設課産業振興室

☎54・3111(内線168)

農業者年金のお知らせ

しっかりと積み立て、がっちりサポート、安心して豊かな老後を

20歳以上、60歳未満である国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事していれば誰でも加入でき、保険料は月2万円から6万7千円まで自由

に選べます。

保険料は全額、社会保険料控除の対象となり節税できます。

※すでに国民年金基金に加入している場合、農業者年金と重複

しての加入はできません。
▼問合せ先 役場産業建設課農

業委員会事務局 ☎54・3111
(内線168)

ご存じですか？

成年後見制度

認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

・脳卒中で入院した父に代わり、不動産の整理をして、入院費にあてたい。

・高額商品を買ってしまった認知症のおばあちゃんを悪徳商法から守りたい。

吉岡町地域包括支援センターでは、高齢者の皆さんが安心して暮らすために皆さんの権利を守るために成年後見制の紹介を行っています。お気軽に相談ください。

▼問合せ先 地域包括支援センター(老人福祉センター内)
☎54・4323

※成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でない人が：

・家を売りたい。
・福祉サービスを利用したい。

・遺産分割をしたい。

・財産を管理してほしい。

…などのときに、本人の権利を守る援助者(成年後見人)を選ぶことで法律的に支援する制度です。

▼本人の住所地の家庭裁判所に申し立て

・本人

・配偶者

・4親等内の親族

▼申し立てに必要な物

申し立て書、診断書(成年後見用)、申し立て手数料(1件につき800円の収入印紙)、登記印紙(4,000円)、郵便切手(4,350円)、本人の戸籍謄本

※本人の判断能力について医師による鑑定を行う事があります。

▼審査・審問 裁判所の職員が事業を尋ねたり問合せをします。必要に応じて裁判官が直接事情を尋ねます。